

平成 21 年度 大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会
第 2 回 利用対策部会

議事概要

■ 日 時 平成 22 年 2 月 2 日(火) 13:30～15:30

■ 場 所 かしはら万葉ホール 研修室 1

■ 出席者

<委員等>

田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会	会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター	教授
西田 正憲	奈良県立大学	教授
日比 伸子	橿原市昆虫館	資料学芸係長
榎村 久子	京都女子大学	教授 (ご欠席)
村上 興正	元京都大学	講師

<関係機関>

国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	(ご欠席)
林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	鳥谷 和彦 流域管理調整官
奈良県文化観光局観光振興課	杉村 和彦 主査
奈良県くらし創造部自然環境課	辻 和明 課長補佐
三重県環境森林部自然環境室	萩原 純 副参事兼副室長
上北山村 建設産業課	松島 克典 主幹
川上村 地域振興課	辰巳 龍三 主任
大台町産業課	野呂 泰道 課長
上北山村商工会	中谷 守孝 会長
	金岩 修平 経営指導員
近畿日本鉄道(株)鉄道事業本部	(ご欠席)
奈良交通(株)乗合バス事業部	(ご欠席)
奈良県タクシー協会	岩橋 宣禎 専務理事
吉野熊野観光開発(株)	(ご欠席)

<事務局>

環境省 近畿地方環境事務所	所長	池田 善一
	統括自然保護企画官	佐々木 仁
	国立公園・保全整備課長	杉田 高行
	野生生物課長	上村 邦雄
	自然保護官	松尾 浩司
吉野自然保護官事務所	自然保護官	瀧名 功太郎
(株)スペースビジョン研究所	代表取締役	宮前 洋一
	取締役	宮前 保子
	研究主査	安場 浩一郎

■ 議 事

- (1) 平成 21 年度「新しい利用の在り方推進」に係る調査及び取組の結果等について
- (2) 平成 21 年度西大台利用調整地区のモニタリング評価について
- (3) 平成 22 年度「新しい利用の在り方推進」実施計画について

■ 議事概要

- (1) 平成 21 年度「新しい利用の在り方推進」に係る調査及び取組の結果等について

<利用動向の把握に関する取組>

- ・資料 1、P.2 の「大台ヶ原の利用に係る課題調査」の箇所で、「標識の破損や劣化など、比較的軽微な課題が大部分を占めた」と記述されているが、この箇所では課題の軽重を言うのではなく、「実態調査」として、利用に係る実態把握に関する記述に留めるべき。
- ・「利用者数」、「来訪者数」、「実数」等の用語の定義を明記し、使い分ける必要がある。
- ・大台ヶ原の利用者数については、山上駐車場の駐車台数から推計した数値 154,310 人と、カウンターによる数値 51,010 人の 2 つがあり、大きな差がある。利用者数は、利用対策の基礎となる重要な事項なので、この差の理由などに関する考察を追加すべき。

<「適正利用に係る交通量の調整」に係る取組>

- ・資料 1、P.2 で、林道辻堂山線について、「マイクロバス以上のサイズの公共交通機関の通行は困難であると考えられる」としているが、それに対して、どのような対策を行うかについて記述する必要がある。

<「より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供」に係る取組>

- ・資料 1、P.4 の「歩道状況調査」の箇所で、「4ヶ所で洗掘の進行がみられた」とあるが、それが、過剰利用によるものか、雨水によるものか、原因を明らかにした上で必要に応じて適切な対策を行う必要がある。
 - ・参考資料 3、P.6 の洗掘に関する記述については、「主に雨水による影響と考えられるので、推移を見守りたい」等と記述を加えるべき。
 - ・西大台の標識については、アンケートでも道に迷いやすい等の意見が出ているので、東大台と同様の検討委員会を開いて、安全性と原生的自然の保全の両方の観点から、適切な標識のあり方を検討する必要がある。
 - ・西大台に関する普及啓発ポスター、リーフレットについては、配布先の範囲を広げて、民宿などへの配布や、商工会を通じた配布などを行うべき。
- (事務局) 今後は、配布先を広げて、より効果的な普及啓発を行いたい。

<「総合的な利用メニューの充実」に係る取組>

- ・参考資料 4 の P.2、3 に、自然資源として「木馬道」が挙げられているが、「トロッコ道」の間違いではないか。また、正木ヶ原の樹高がそろっているのは、四日市製紙による皆伐の跡と考えられるので、その点についても歴史資源に追加すべき。また、中道にも、四日市製紙による皆伐の際の石積みが残っているので、その点も追加した方がよい。

<全体について>

- ・調査結果を受けた評価と今後の進め方についての記述を加えるべきではないか。

(2) 平成 21 年度西大台利用調整地区のモニタリング評価について

- ・本年度は、環境省が認定事務を実施したことについて、記述を追加する必要がある。
- ・森林生態系部会でのモニタリングに関するワーキングでも、利用調整地区の指定によって生物相が回復しつつあることが示唆されており、本部会でも、そうした情報を共有する必要がある。

(3) 平成 22 年度「新しい利用の在り方推進」実施計画について

- ・資料 3 の「利用動向の把握に関する取組」の箇所では、「各種の利用者数の推定方法について検討し、利用の実態を出来るだけ正確に把握する手法を確立する」等と明記するべきではないか。

→ (事務局) 大台ヶ原の利用者数の推計式については、昨年度と本年度の 2 ヶ年、実数調査を行ったので、次年度、もう 1 年調査して、3 ヶ年の数値をもって係数の補正を行いたいと考えている。また、次年度は、交通量計測装置「モバトラ」の運用開始も予定している。

- ・西大台の標識等に関する検討委員会の設置について、計画に加えるべき。

- ・「インターネットを活用した申請方法の確立」について、現在の状況はどうなっているか。

→ (事務局) インターネット申請は、次年度の出来るだけ早い段階で導入できるよう努力している。また、指定認定機関と環境省で情報を共有するとともに、環境省のホームページともリンクするなど、効果的なシステムの構築を図りたい。

(4) その他

- ・西大台利用調整地区の立入認定事務については、次年度に向けた改善を評価する。
- ・参考資料 5、P. 1 に、「窓口への直接申請の場合、直前であっても、審査及び認定証の発行・受け渡しが確実に可能である場合は受け付ける」とあるが、「直前」等の曖昧な規定では、問題が生じる可能性があるため、期日等は明確にするべきではないか。
- ・公共交通機関利用促進キャンペーンについては、本部会の委員や関係機関が全体で取り組むという姿勢が重要である。
- ・利用対策については、ひとつずつ成果を積み上げて、全国のモデルとなることを目指すべきである。